

第1期中期目標期間

業務実績報告書

自 平成15年10月 1日

至 平成20年 3月31日

独立行政法人空港周辺整備機構

# 目 次

## 業務運営評価のための報告

- I はじめに
- II 業務運営に関する報告
  - 1. 中期目標の期間
  - 2. 業務運営の効率化に関する事項
  - 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 4. 財務内容の改善に関する事項
  - 5. その他業務運営に関する重要事項

# 業務運営評価のための報告

## I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の中期目標期間に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が数値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

### 《目標値が設定されている場合》

中期目標	大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

--

②実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

--

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

### 《上記以外の場合》

中期目標	大項目－中項目－小項目「タイトル」
中期計画	大項目－中項目－小項目「タイトル」

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

--

②その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

## Ⅱ 業務運営に関する報告

### 1. 中期目標の期間

平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

#### 1. 業務運営の効率化に関する事項

##### (1) 組織運営の効率化

航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。

(中期計画)

#### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### (1) 組織運営の効率化

事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。

### ①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

第1期中期計画に掲げる組織運営の効率化について平成15年度に達成したほか、より一層円滑で効率的な業務の執行体制を目指すため、平成16年度以降においても、組織・定員の見直しに積極的に取り組んだ。

<平成15年度>

- ・大阪事業本部の経理部を総務部に統合。
- ・大阪事業本部の周辺整備推進室を廃止。
- ・大阪事業本部の代替地対策課を廃止。
- ・大阪事業本部の民家防音事業の二課体制を1課に統合。
- ・東京事務所の廃止。

<平成16年度>

- ・大阪事業本部の事業第1部の調査役を廃止。

<平成17年度>

- ・再開発事業課を固有事業課に改め、共同住宅事業の業務を集約。

<平成18年度>

- ・総務部の経理課と管財調達課を統合し、会計課とした。
- ・総務部次長を調査役に振替。
- ・調整課を廃止。
- ・福岡事業本部の事業第3課の調整役を廃止

<平成19年度>

- ・大阪事業本部の事業第二部調査役及び移転補償課2名の計3名を削減。
- ・福岡事業本部の事業第3課の課長代理に同課先任補償専門員の業務を兼務させ、1名を削減。

※関係資料

P1 「第1期中期目標期間における組織体制の推移」

【第2期中期目標期間の見通し】

- ① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部・事業部の2部体制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。  
また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し並びに将来の事業量の推移を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。
- ② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

(中期目標)

(2) 人材の活用

航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。

(中期計画)

(2) 人材の活用

機構組織全般について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

平成15年4月から平成20年4月までに、国・府・県・市から155名が転入、国・府・県・市へ178名が転出し、組織活性化のための国・府・県・市との人事交流について取り組んだ。職員の平均年齢は、45.1歳(平成15年4月)から42.9歳(平成

20年4月)になった。

※関係資料

P2 「出身別・階級別の職員数及び平均年齢」

P3 「異動者の平均年齢の変動」

【第2期中期目標期間の見通し】

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

(中期目標)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。

(中期計画)

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の効率化

イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。

また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。

ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

代替地の長期保有に伴う管理費累増等のリスク回避のため、大阪事業本部は平成16年度までに、福岡事業本部は平成17年度までに全ての代替地を処分した。

(処分実績)

《大阪》

平成16年度 小野原地区2区画

《福岡》

平成15年度 空港前地区2区画

平成16年度 香椎台地区1区画、空港前地区1区画

平成17年度 香椎台地区2区画、空港前地区1区画

【第2期中期目標期間の見通し】

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。

なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合は、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。

（中期目標）

② 共同住宅

既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。

（中期計画）

② 共同住宅

イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。

ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転を進める。

ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。

ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空室率を4%以下にする。

利倉西住宅（第1、第2、第3）については、定期借家権を付入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成17年度までに全ての共同住宅を処分した。（6棟295戸）

※関係資料

P4 「共同住宅事業実績」

（中期目標）

③ 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措

置として行うものを除く事業については15%程度)に相当する額を削減する。

(中期計画)

③ 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%以上(住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上)に相当する額を削減する。

①実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

事業費については、最終事業年度(平成19年度)において平成14年度比で約21%削減した。また、補償措置として行うものを除く事業については約54%削減した。

(事業費全体)

13,678百万円(平成14年度予算)→10,765百万円(平成19年度予算)(21.3%削減)

(補償措置として行うものを除く事業)

6,558百万円(平成14年度予算)→3,002百万円(平成19年度予算)(54.2%削減)

※関係資料

P5 「事業費の予算の削減状況」

(中期目標)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%程度に相当する額を削減すること。

(中期計画)

④ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で13%以上に相当する額を削減する。

①実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

一般管理費については、最終事業年度(平成19年度)において平成14年度比で約31%削減した。

(一般管理費)

1,738百万円(平成14年度予算)→1,195百万円(平成19年度予算)

(31. 2%削減)

※関係資料

P6 「一般管理費の予算の削減状況」

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民及び関係自治体との意志疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

- ① 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行う。

- ① 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。

#### ①実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

平成16年3月9日付で「連絡協議会」を設置し、毎年度2回以上開催し、毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項並びに第2期中期計画など業務運営に関する重要事項について、出資者及び関係自治体との意思疎通を図った。

(開催実績)

<平成15年度>

- ・平成16年3月25日(大阪)
- ・平成16年3月29日(福岡)

<平成16年度>

- ・平成16年8月30日及び平成17年3月24日(大阪)
- ・平成16年8月31日及び平成17年3月29日(福岡)

<平成17年度>

- ・平成17年8月30日及び平成18年3月28日(大阪)
- ・平成17年8月31日及び平成18年3月27日(福岡)

<平成18年度>

・平成18年8月30日及び平成19年3月28日（大阪）

・平成18年8月31日及び平成19年3月27日（福岡）

<平成19年度>

・平成19年8月29日、平成20年1月30日、平成20年2月29日及び平成20年3月28日（大阪）

・平成19年8月28日、平成20年2月1日、平成20年3月3日及び平成20年3月27日（福岡）

※関係資料

P7 「独立行政法人空港周辺整備機構 連絡協議会開催実績等」

（中期目標）

② 職員の資質を向上させること。

（中期計画）

② 事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

大阪、福岡両事業本部において、「人権・同和問題」、「独法会計基準（減損会計）」、「民事調停手続き」、「個人情報保護」等の研修を毎年4回～7回実施し、職員の質の向上を図った。

※関係資料

P8 「独立行政法人空港周辺整備機構 職員研修実績（平成15～19年度）」

（中期目標）

③ 業務の成果を内部評価すること。

（中期計画）

③ 1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

平成16年3月9日に内部評価委員会を設置し、各年度において、業務実績の中間評価及び年度評価を実施し、中期目標の達成見通しを分析するなどして、以後の計画策定、業務運営に反映させた。

【第2期中期目標期間の見通し】

前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。

(中期目標)

- ④ 契約関係事務については、一層の適正化を進めること。

(中期計画)

- ③ 独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

独法移行時において、会計規程の見直しを行い、契約・支出事務処理権限を一元化した。また、平成15年度に大阪事業本部に契約係長、福岡事業本部に審査役を配置し、事務の適正化を図った。

(中期目標)

- ⑤ 国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

(中期計画)

⑤ 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。

ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。

ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した箇所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

イ ホームページのリニューアルやコンテンツの充実等の取組みにより、ホームページアクセス数について、平成19年度において約16%増加した。（平成15年度上半期比）

(ホームページアクセス件数)

2,657件(平成15年度上半期月平均)→3,075件(平成19年度月平均)(15.7%増加)

ロ 毎年「空の日」の来場者などにパンフレットを配布したほか、周辺地域活性化協議会の参加者にもパンフレットを配布するなど、環境対策事業の啓蒙を図った。

ハ 平成15年度及び平成16年度に環境対策事業のPR看板を設置した。

※関係資料

P9 「広報活動の状況」

(中期目標)

(2) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。

① 大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。

(中期計画)

(2) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。

① 再開発整備事業

イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。

ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。

ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。

①実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

イ 国・関係自治体と調整を図るとともに、地域整備計画等との整合性を図りながら、再開発整備事業を進めた。

ロ 施設整備にあたっては、民間活力活用型の手法により、柔軟・的確に対応した。

ハ 再開発整備事業(貸付型)については、中期計画の目標値7件を大幅に上回る29件の整備を実施した。

(整備実績)

大阪国際空港事業本部 18件

福岡空港事業本部 11件

<平成15年度>

3件(大阪)、1件(福岡)

<平成16年度>

3件(大阪)、4件(福岡)

<平成17年度>

6件(大阪)、1件(福岡)

<平成18年度>

5件(大阪)、1件(福岡)

<平成19年度>

1件(大阪)、4件(福岡)

※関係資料

P10 「再開発整備事業の実績件数」

②その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中村地区事業者に対する移転先用地については、14,508㎡の土地を取得し用地造成工事を実施し、平成18年度末時点で全36区画中35区画を譲渡したところである。未契約用地1区画については、伊丹市の道路整備に伴う調整を進めており、平成20年度中に譲渡契約を予定している。

(中期目標)

- ② 大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。

(中期計画)

- ② 民家防音事業

工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。

なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。

① 績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

事務の効率化・簡素化などに積極的に取り組み、交付申請から交付額の確定までの事務処理期間について、独法移行前に比し約16%短縮した。

(処理期間)

《大阪》

105日(平成14年度)→88日(平成19年度)(16.2%短縮)

《福岡》

64日(平成14年度)→54日(平成19年度)(15.6%短縮)

(中期目標)

- ③ 大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮させること。

(中期計画)

③ 移転補償事業

事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

福岡空港事業本部において、過年度に受理した移転補償申請が滞留し、申請から代金の支払いまでの期間が長期間要していたが、その後事務の効率化等に積極的に取り組み、独法移行前に比し処理期間を約15%短縮した。

(処理日数)

510日（平成14年度）→432日（平成19年度）（15.3%短縮）

(中期目標)

- ④ 大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。

(中期計画)

④ 中村地区の移転補償事業

中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。

- イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。
- ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。
- ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見・情報交換を行うとともに、積極的に打ち合わせ会議を開催し、事業の円滑な推進を図った。
- ロ 地元自治体と関係機関が行う調整会議に参加して連絡・情報交換を行い、地区住民の意向把握に努めた。
- ハ 地元住民等に対しては、要請に応じ、直接訪問し相談に応じる等、補償に関する十分な説明を個別に行い、事業に対する理解を求めた。

これらの努力の結果、移転補償対象数208棟について、すべての移転補償契約を締結した。

②その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

移転者の諸事情により、平成19年度内の移転が完了できなかった案件については、20年度に処理する予定。

(中期目標)

- ⑤ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

⑤ 大阪国際空港周辺の緑地整備

大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。

イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、都市計画事業認可面積の要取得面積約13.9haに対し約12.3haの取得を完了し、また、造成・植栽についても、都市計画事業認可面積12.9haに対し約7.9haの造成・植栽を完了した。
- ロ 緩衝緑地第2期事業分については、国・地元自治体等とともに、都市計画事業承認・認可取得へ向けて大阪国際空港緑地整備推進協議会幹事会のもとに同協議会分科会を発足(19年6月)させ、課題の整理及び取り組み方針等について協議を進めるなど、2期事業の事業承認・認可取得に向けての調整を進めた。

※関係資料

P11 「大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況(大阪府側)」

P12 「緩衝緑地I期事業経緯表(大阪)」

P13 「緩衝緑地I期事業箇所図(大阪I期地区)」

【第2期中期目標期間の見通し】

大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。

また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

(中期目標)

- ⑥ 福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(中期計画)

- ⑥ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺の緑地整備を推進する。

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。

ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

イ 空港北側地区においては、地域の実情に配慮しつつ、関係機関と調整の上、中期目標期間内に約2.0haの造成・植栽を実施した。

ロ 空港南側の一定範囲の都市計画事業に関しては、福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国及び地元自治体と協議を進めた。

※関係資料

P14 「緩衝緑地事業経緯表（福岡）」

P15 「緩衝緑地事業箇所図（福岡空港北側地区）」

【第2期中期目標期間の見通し】

福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する

(中期目標)

- (3) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

(中期計画)

- (3) 空港と周辺地域の共生

国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- イ 周辺地域活性化協議会等を通じて、環境対策の啓発活動を実施した。
- ロ 在阪の大学の学生等に対して、環境対策の講義や現地見学を実施（講義：9回・見学：4回）。
- ハ 環境学習の受け入れを推進するため、義務教育機関向けの案内をホームページ上に掲載した。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

（中期目標）

##### 4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善を図るため、欠損金を3割圧縮するほか、未収金の大幅な圧縮など、適切な措置を講じること。

（中期計画）

##### 3. 予算、収支計画及び資金計画

- （1）予算 別紙のとおり
  - （2）収支計画 別紙のとおり
  - （3）資金計画 別紙のとおり
- 欠損金を30%圧縮する。  
未収家賃を40%圧縮する。

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

予算、収支計画及び資金計画については、随意契約の適正化への取組みにより一般競争入札の対象の拡大を図るなどして、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。欠損金については、平成19年度末において約92%を圧縮した。

未収家賃については、平成17年度の共同住宅全棟売却処分にあたっては、債権譲渡を行うことにより全額回収することができた。

なお、随意契約の適正化に係る取組としては、19年度において、測量・コンサルタント業務の随意契約限度額を国の基準まで引き下げ（250万円以下→100万円以下）、原則として限度額を超えるすべての契約は一般競争入札によることとし、システム等保守契約、OA機器賃貸借や人材派遣契約等平成19年度中に新規に契約を行うものから順次一

般競争入札に移行した。

○平成19年度の契約の状況 ※括弧書きは平成18年度の状況

- ・一般競争入札 20 件、総額 130,153 千円、平均落札率 65.7%  
(一般競争入札 4 件、総額 157,270 千円、平均落札率 71.1%)
- ・指名競争入札 4 件、総額 11,676 千円、平均落札率 84.6%  
(指名競争入札 18 件、総額 81,317 千円、平均落札率 75.2%)
- ・公募後の随意契約 8 件、総額 110,901 千円、平均落札率 91.2%  
(公募後の随意契約 11 件、総額 141,856 千円、平均落札率 95.4%)
- ・随意契約 11 件、総額 57,984 千円、平均落札率 97.8%  
(随意契約 59 件、総額 1,103,279 千円、平均落札率 98.8%)

また、平成18年度の随意契約59件のうち特例的な契約である中村地区の国有地の買入契約及び事業用地の売払契約36件を除く23件について、平成19年度中(20年度当初契約含む)に競争入札に移行した契約は13件、19年度に類似契約がなかったため20年度以降に競争契約に移行するものが5件、相手方が特定されるもの(官報公告)、法令等により限定されるもの(会計監査人)、主たる契約の約定に基づくもの(事務室清掃)等、随意契約によらざるを得ないものが5件となっている。

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

①実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

執行なし。

(中期計画)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

該当なし。

(中期計画)

6. 剰余金の使途

該当なし

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

該当なし。

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 人件費（退職手当等を除く）については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね2%の人員を削減することとする。（下表のとおり）

区 分	常勤役職員数（人）
平成17年度末	101
平成18年度末	101
平成19年度末	99
17年度と19年度の比較	△2
削 減 率	1.98%

① 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

平成19年度までに、9.9%（10名）の人員を削減した。

区 分	常勤役職員数（人）
平成17年度末	101
平成18年度末	97
平成19年度末	91
17年度と19年度の比較	△10
削 減 率	9.90%

(中期目標)

- ② 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

(中期計画)

なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準拠し役職員の給与・退職手当の見直しを行った。

【主な見直しの概要】

・ 役員報酬の改定

(平均改定率：H17△0.3%／H18△6.6%)

・ 職員俸給月額改定

(平均改定率：H17△0.3%／H18△4.8%)

・ 管理職手当の定額化等

・ 退職手当算定方法

【5年間の対国家公務員指数（事務・技術職員）の推移】

平成15年度 123.7

平成16年度 118.2

平成17年度 112.2

平成18年度 112.6

平成19年度 109.1

【第2期中期目標期間の見通し】

当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

(中期目標)

- ③ 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

(中期計画)

- ② 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。
- ③ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。

①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- ② 定年退職者の補充なし。

【第2期中期目標期間の見通し】

定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

- ③ 出向元と調整・協議を継続的に行った結果、平均45.1歳(平成15年4月)から平均42.9歳(平成20年4月)と若返りが図られ、人件費を抑制した。

(中期目標)

- ③ 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

(中期計画)

- ④ 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

①実績値(当該項目に関する取組み状況も含む)

平成15年10月1日独法移行時に目標値(平成15年4月比で12名)を大幅に超える17名を削減した。